

額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。) を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(政令で定める連結法人を除く。)が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、当該情報通信機器等(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。)を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合(その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。)には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額(その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。)及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合に

において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計

額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、平成十五年四月一日を含む連結事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定によ

り同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。第二号において「適用年度」という。）における前項の規定の適用については、当該各号に定める金額は、当該各号に掲げる場合に該当する連結親法人又は当該各号に掲げる場合に該当する連結親法人又は当該各号に掲げる場合に該当する連結親法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなす。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第二項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この号において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該特定情報通信機器等につき同項又は第四項の規定の適用を受けない場合に限る。）その事業の用に供した特定情報通信機器等（当該特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

二 当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により第七項に規定する

賃借をして、情報通信機器等（その賃借に要する費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この号において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該適用年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の十一第三項、第六十八条の十二第三項又は前条第三項の規定（当該特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項又は第四十二条の十第三項の規定）の適用を受けたものに係る場合を除く。）その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額

10 第八項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている

場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額(一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額等」という。)を含む。)のうち、第六項又は第七項の規定(単体税額控除限度額等については、同条第六項又は第七項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第八項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。))がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げる連結法人に該当するものが、当該各号に定める各連結事業年度において、第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等(連結事業年度に該当しない事業年度又は第四十二条の十一第二項に規定する特例対象事業年度等において事業の用に供した同条第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等を含む。以下この項において「リース情報通信機器等」という。)の賃借に係る契約において当該

賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該リース情報通信機器等につき第七項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の十一第七項又は第八項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定める

ところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 リース情報通信機器等につき第七項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供したりース情報通信機器等にあつては、第四十二条の十一第七項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人 当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第七項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）

二 第九項に規定する適用年度（平成十五年四月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の十一第九項に規定する適用年度）において第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額（同条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）につき第八項の規定（同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人 当該適用年度後の各連結事業年度

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一

項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六項から第八項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六項から第八項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

13 第一項から第四項まで、第六項から第八項まで及び第十一項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

14 第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

15 第四項の規定は、連結確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

16 第六項、第七項及び第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分に限る。）の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けべき金額に限るものとする。

17 第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分を除く。）の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第十項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

18 第六項から第八項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用につ

いては、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第六項から第八項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

19 第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

20 第十一項の規定の適用を受ける同項に規定するリース情報通信機器等に係る第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十六第一項中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同項の表の

第三号中「百分の十と」を「百分の六と」に改める。

第六十八条の十七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十四」に改める。

第六十八条の十八第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「下欄」を「第三欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する」を「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	計画	資産	割合
一 山村振興法第十二条 第五項に規定する認定 法人である連結親法人 (地方公共団体の出資)	同条第一項の認定(同条 第五項の認定を含む。) に係る同条第一項に規定 する保全事業等の計画	当該保全事業等の計画に 記載された建物及びその 附属設備並びに機械及び 装置のうち政令で定める	百分の十五(建物 及びその附属設備 については、百分 の六)

<p>又は抛出に係る連結親 法人で政令で定めるも のに限る。）</p>	<p>（以下この号において 「保全事業等の計画」と いう。）</p>	<p>もの</p>	
<p>二 特定農山村地域にお ける農林業等の活性化 のための基盤整備の促 進に関する法律第七条 の認定を受けた連結親 法人（地方公共団体の 出資又は抛出に係る連 結親法人で政令で定め るものに限る。）</p>	<p>同条の認定に係る同条に 規定する事業計画（以下 この号において「事業計 画」という。）</p>	<p>当該事業計画に記載され た建物及びその附属設備 並びに機械及び装置のう ち政令で定めるもの</p>	<p>百分の十（建物及 びその附属設備に ついては、百分の 八）</p>

第六十八条の十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「地震防災

対策強化地域その他の」を「地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」に改め、「百分の九」の下に「（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を加える。

第六十八条の二十第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（開発研究用設備の特別償却）

第六十八条の二十の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で開発研究（第四十四条の三第一項に規定する開発研究をいう。以下この条において同じ。）を行うものが、

平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（第三項までにおいて「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む連結事業年度（平成十五年四月一

日以後に終了する連結事業年度に限る。)の当該開発研究用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度(その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。)の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない開発研究用設備(第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備を含む。以下この項及び次項において同じ。)を取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の平成十五年四月一日を含む連結事業年度の当該開発研究用設備(当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定(次項において「他の特別償

却等に関する規定」という。)の適用を受けたものを除く。)の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額(当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで(適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで)の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。)により開発研究用設備(当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下この項において「被合併法人等」という。))が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得したもの(その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。)又は製作したものに限る。)の移転を受け、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該移転を受けた日を含む連結事業年度(当該連結事業年度が平成十五年四月一日前に終了する連結事業年度(その終了する

事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了する事業年度）である場合には、同日を含む連結事業年度）の当該開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりこれらの規定に規定する各開発研究用設備別に特別償却準備金として積み立てた

ときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、

第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6 第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

7 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他前項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の二十一を次のように改める。

（事業革新設備の特別償却）